

文部科学省告示第七十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第五号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示を次のように定める。

平成十七年 六月 一日

文部科学大臣 中山 成彬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する医療機器は、次のとおりとする。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一器具器械の項第十号に掲げる放射性物質診療用機器であつて、人の疾病の治療に使用することを目的として、人体内に挿入されたもの（人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入されたものであつて、よう素百二十五又は金百九十八を装備しているものに限る。）

附 則

平成十五年文部科学省告示第二百二十八号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

施行令第一条第三号の医療用具を指定する件）は、廃止する。